

学童保育（放課後児童健全育成事業）2022年度補助単価（2022年3月23日現在）

区分他		補助単価他		
1		1～19人	2,554,000円（2021年度2,553,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円／年額	
2	基本額（年間開所日数250日以上／250日の額）	20～35人	4,676,000円（2021年度4,672,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円／年額	
3		36～45人	4,676,000円（2021年度4,672,000円）／年額 ※参酌化での単価設定は下記	
4		46～70人	4,676,000円（2021年度4,672,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×67,000円／年額	
5		71人以上	2,917,000円／年額	
6	開所日数加算額	1支援の単位	（年間開所日数－250日）×19,000円＜1日8時間以上開所の場合＞／年額	
7	長期休業期間受入支援助成	長期休業期間に限り新たに支援の単位を設けた場合	19,000円／日 加算	
8	長時間開所加算	平日	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×407,000円（2021年度406,000円）	
9		長期休業中等	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×183,000円	
10		20人以上	3,071,000円（2021年度3,069,000円）／年額	
11	特例分（年間開所日数200～249日）	1～19人	1,726,000円／年額	
12		長期休業期間に限り新たに支援の単位を設けた場合	19,000円／日 加算	
13	長時間開所加算額		平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×407,000円（2021年度406,000円）	
※	基本額（年間開所日数250日以上／250日の額）	36～45人	4,676,000円（2021年度4,672,000円）／年額 3,942,000円（2021年度3,940,000円）／年額 4,123,000円／年額 3,300,000円／年額	
			2名以上配置（1名以上資格者）＜雀倉通り＞ 条例記述：1名以上配置。1名以上は資格者。ただし安全確保方策必要	
			条例記述：2名以上配置。資格者配置は求めない。ただし安全確保方策必要	
			条例記述：1名以上配置。資格者の配置は求めない。ただし安全確保方策必要	
放課後環境整備事業	設置促進事業	設置促進事業	12,000,000円 12,600,000円	
		一体型推進	13,000,000円	
		環境改善事業	2,000,000円 5,000,000円	
		環境改善事業	1,000,000円 1,600,000円	
	環境改善事業	環境改善事業	1,000,000円	
		児童受け入れ	1,000,000円	
		倉庫設備整備	3,000,000円	
		運送支援事業	3,066,000円	
		運送支援事業	2,500,000円	
		運送支援事業	6,100,000円	
障害児受入推進事業	障害児1人以上受け入れた場合1,956,000円／年額			
送迎支援事業	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う学童保育に対し助成 507,000円限度／年額			
小規模放課後児童クラブ支援事業	19人以下の学童保育の必要経費補助608,000円／年			
障害児受入推進事業	「障害児受入推進事業」に加えて支給。専門的知識を有した人を配置すること。	障害児を3人以上5人以下受け入れる場合	1,956,000円／年額	
		障害児を6人以上8人以下受け入れる場合	1,956,000円／年額	
		障害児を9人以上受け入れる場合	3,912,000円／年額	
		障害児を9人以上受け入れる場合	1,956,000円／年額	
	医療的ケアが必要な障害児を受け入れる場合	障害児を2人以上配置 障害児を3人以上配置	3,912,000円／年額 5,868,000円／年額	
医療的ケアが必要な障害児を受け入れる場合	医療的ケア児対応に必要な看護職員等専門職員を配置した場合	4,061,000円／年額		
看護職員等が送迎支援等を実施		1,353,000円／年額		
放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその他の保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員に必要経費を補助 1,295,000円（2021年度1,294,000円限度）／年額（1事業所当たり）				
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要経費の補助を行う 1,444,000円（2021年度1,443,000円）／年額			
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う 1か所あたり300,000円（1事業所当たり）（ただし、同じ学童保育への次の補助は3年の期間をあげる）			
放課後児童クラブ職員等処遇改善事業（18時を超えて開所が条件）	常勤職員配置の場合 常勤職員又は非常勤職員配置の場合	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 3,158,000円限度／年額 家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員は非常勤職員に上乗せするために必要な額を助成 1,678,000円限度／年額		
放課後児童クラブ職員キャリアアップ処遇改善事業※1支援の単位919,000円が上限	放課後児童クラブ職員 経験が5年以上で一定の研修を終了した放課後児童クラブ職員 経験が10年以上で事業所長の立場にある放課後児童クラブ職員	年額131,000円（月額約1万円） 年額263,000円（月額約2万円） 年額394,000円（月額約3万円）		
子ども・子育て支援施設整備交付金	創設及び改築	創設及び改築	58,120,000円（2021年度57,318,000円）	
		上記以外の場合	29,060,000円（2021年度28,659,000円）	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	賃借料加算	6,751,000円（2021年度6,658,000円）	
		特殊付帯工事費	1,748,700円（2021年度1,724,600円）	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 改築に際して仮設施設を整備する場合	1,542,000円（2021年度1,521,000円） 2,296,000円（2021年度2,264,000円）
		仮設施設整備工事費	2,296,000円（2021年度2,264,000円）	
	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	
		賃借料加算	6,751,000円（2021年度6,658,000円）	
	大規模修繕	特殊付帯工事費	1,748,700円（2021年度1,724,600円）	
		本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
特殊付帯工事費		1,748,700円（2021年度1,724,600円）		
仮設施設整備工事費		大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。		
本体工事費	新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	87,180,000円（2021年度85,978,000円）		
	新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	63,932,000円（2021年度63,050,000円）		
	新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	76,718,000円（2021年度75,660,000円）		
	新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	43,590,000円（2021年度42,989,000円）		

子ども・子育て支援施設整備交付金（第8条に基づく場合）	創設及び改築	賃借料加算	上記以外の場合	第8条（2）、（3）に基づく場合 31,966,000円（2021年度31,525,000円）	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	公立の場合：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 民立の場合：国1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等（設置者）1/4 補助率（放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国5/6、都道府県1/12、市区町村1/12 民立の場合：国5/8、都道府県1/16、市区町村1/16、社会福祉法人等（設置者）1/4 【第8条 施設・設備】 (1)小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2)放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。 (3)専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。なお、条例基準が、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする専用区画の面積に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。 (4)専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という）は、放課後児童健全育成事業所を開設している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5)専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
			第8条（4）に基づく場合 38,959,000円（2021年度37,830,000円）			
			第8条（1）に基づく場合 10,127,000円（2021年度9,987,000円）			
		特殊付帯工事費	第8条（2）、（3）に基づく場合 7,426,000円（2021年度7,324,000円）	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
			第8条（4）に基づく場合 8,911,000円（2021年度8,789,000円）			
			第8条（1）に基づく場合 26,231,000円（2021年度25,869,000円）			
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	第8条（1）に基づく場合 2,313,000円（2021年度2,282,000円）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする）	
				第8条（2）、（3）に基づく場合 1,696,000円（2021年度1,673,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 2,035,000円（2021年度2,008,000円）		
			改築に際して仮設施設を整備する場合	第8条（1）に基づく場合 3,444,000円（2021年度3,396,000円）		
				第8条（2）、（3）に基づく場合 2,526,000円（2021年度2,490,000円）		
				第8条（4）に基づく場合 3,031,000円（2021年度2,988,000円）		
		本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。		放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
			賃借料加算	第8条（1）に基づく場合 10,127,000円（2021年度9,987,000円）		
				第8条（2）、（3）に基づく場合 7,426,000円（2021年度7,324,000円）		
第8条（4）に基づく場合 8,911,000円（2021年度8,789,000円）						
特殊付帯工事費	第8条（1）に基づく場合 26,231,000円（2021年度25,869,000円）		特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費			
	第8条（2）、（3）に基づく場合 19,236,000円（2021年度18,971,000円）					
	第8条（4）に基づく場合 23,083,000円（2021年度22,765,000円）					
育成支援の内容の質の向上	放課後児童クラブの質の向上	4,064,000円	「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中での実施 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう学童保育を巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する 補助率1/2			
	放課後児童支援員の人材確保	1,190,000円	「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望するものに対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う 補助率1/2			
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	11,000円（日額/1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く）から令和4年6月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費（飲食料費を除く）			
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業	21,000円（日額/1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く）から令和4年6月末までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助				
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業	36,000円（日額/1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く）から令和4年6月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助 ※当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額				
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業	26,000円（日額/1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く）から令和4年6月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助 ※当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする				
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業	6,000円（日額/1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く）から令和4年6月末までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助				
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業	6,000円（日額/1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和4年6月末までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助				
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業	12,000円（日額/1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から令和4年6月末までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助				
新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	500円（日額/1人あたり）	令和4年4月1日から6月末までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助				
新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）	かかり増し経費・備品等購入費等	定員19人以下		300,000円（1支援の単位）	職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）及び、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。 ※ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること	
		定員20人以上59人以下		400,000円（1支援の単位）		
		定員60人以上	500,000円（1支援の単位）			
	感染症対策のための改修	1,000,000円（1支援の単位）	新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る			
ICT化推進事業（令和3年度補正予算分）	500,000円（1支援の単位）	連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る				